

令和3年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

# 議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

同意第1号関係	副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第2号関係	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
承認第1号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について（令和3年3月17日 専決）・・・・・・・・・・・・・・・・	5
承認第2号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について（令和3年6月16日 専決）・・・・・・・・・・・・・・・・	7



略 歴 書

現 住 所 額田郡幸田町大字相見字縄手下1番地1

なるせ あつし  
成瀬 敦

昭和31年12月2日生

略 歴

平成22年9月	}	幸田町副町長
平成26年9月		
平成26年9月	}	幸田町副町長
平成30年4月		
平成30年5月	}	幸田町長
現 在		



略 歴 書

現 住 所 額田郡幸田町大字大草字北前田 46 番地

あだち はつお  
足立 初雄

昭和 23 年 4 月 14 日生

略 歴

平成 27 年 4 月	}	幸田町議会議員
平成 31 年 4 月		
平成 31 年 4 月	}	幸田町議会議員
現 在		
令和 3 年 6 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員
現 在		





## 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年2月3日法律第5号。令和3年2月13日施行）により、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置付けられ、新型コロナウイルス感染症に関する特例として定められていた同法附則第1条の2が削除されたことに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号。以下「条例」という。）の規定の整備を行ったもの。

## 2 改正内容

条例における新型コロナウイルス感染症の定義を次のように改める。（附則第5条第1項）

（現行） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症

（改正後） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）

## 3 専決処分とした理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月13日に施行されることにより引用条項が削除されるため、速やかに条例を施行する必要があった。しかし、同法の公布日が同月3日であり、議案に係る準備・調整に要する期間がなく、条例改正案を2月定例会に上程することは困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものである。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)</p> <hr/> <p>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2から4まで (略)</p>

## 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 概要

「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和3年3月12日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等を踏まえ、令和2年度に引き続き令和3年度において新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する減免を行うに当たり、減免の申請期限の特例の対象として令和3年度分の保険料等を追加等するため、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号。以下「条例」という。）の改正を行うもの。

## 2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免の申請について、減免の申請期限の特例の対象とする保険料を追加等する。

【現行】 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているもの

【改正後】 ・令和元年度分の保険料にあつて、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの（拡大）  
・令和2年度分の保険料にあつて、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの（拡大）  
・令和3年度分の保険料にあつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの（追加）

## 3 専決処分とした理由

住民の福祉に資するとともに他の地方公共団体との均衡を図り、かつ、社会情勢に鑑み速やかに条例を施行する必要があつたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものである。

(参考1) 本来の申請期限 (条例第19条第2項)

- ・普通徴収の方法により保険料を徴収されている者

減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日まで

- ・特別徴収の方法により保険料を徴収されている者

減免の事由が発生した日以後最初に到来する特別徴収対象年金給付の支払期日の末日又は当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日まで

(参考2) 申請期限の特例 (条例附則第7条)

条例第19条第2項の規定にかかわらず、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは減免する旨を規定

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に_____普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</p>	<p>附 則</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分_____の保険料にあつては令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に、令和2年度分の保険料にあつては令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、令和3年度分の保険料にあつては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</p>

